

岐阜県公報

第二千七百二号

平成二十七年十一月二十七日

(金曜日)

目次

告示

- 有害興行の指定
- 道路の区域変更
- 道路の供用開始
- 下呂都市計画下水道事業の変更認可
- 保安林の指定解除

(私学振興・青少年課) 七九一

(道路維持課) 七九一

(同) 七九二

(下水道課) 七九二

(可茂農林事務所) 七九二

公示

- 大規模小売店舗の変更の届出に関する件
- 大規模小売店舗の廃止の届出に関する件
- 土地改良区役員の退任

(商業・金融課) 七九三

(同) 七九三

(西濃農林事務所) 七九三

告示

岐阜県告示第六百七十五号

岐阜県青少年健全育成条例(昭和三十五年岐阜県条例第三十七号)第十条第一項の規定により次のものを有害興行として指定した。

平成二十七年十一月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

1 指定興行

種別	題名	著者	配給会社名	種別
映画	ヌケン研究室 総論強化計画		オーピー映画	
	後家さんの秘密 私、この色艶が好き!		新日本映画	
	特務課の罠 いたぶり犯人		オーピー映画	
	あぶない不倫 奥さんの前で		新東宝映画	

2 指定年月日

平成27年11月27日

3 指定理由

著しく性的感情を刺激し、又は著しく残忍性を助長するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第六百七十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を

次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年十一月二十七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域の変更		敷地の幅員	延長	備考
			前	後			
高町山方線	高山市大新町五丁目六八番一地区地内		一三・〇 一三・五	一三・〇 一四・五	ル(メート)	ル(メート)	

岐阜県告示第六百七十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年十一月二十七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の変更又は決定の年月日ほか)
川御辺嵩線	加茂郡川辺町下飯田字天神下二九二番三地区先から同郡同町同字茶屋前一五〇番地先まで		一五・八	平成二七・二七	平成二七・二七

岐阜県告示第六百七十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、下呂都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成二十七年十一月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 施行者の名称
岐阜県 下呂市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
下呂都市計画下水道事業 下呂市公共下水道
- 三 事業施行期間
昭和六十二年十二月十五日から平成三十三年三月三十一日まで
- 四 事業地
事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県告示第六百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

平成二十七年十一月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 解除に係る保安林の所在場所
加茂郡白川町河東字川牧一三八二の四、一三八二の五、一三八三の三、一三八四の四、一三八五の二、一三八五の三、一三八六の二、一三八七の二
- 二 保安林として指定された目的

三 落石の危険の防止
解除の理由
道路用地とするため

公 示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十七年十一月二十七日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十七年十一月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十七年十一月十日

二 届出者の氏名又は名称

ロジコムリアルエステート株式会社

三 建物の名称及び所在地

LCワールド本巢（遊館）

本巢市政田字上市場一四〇四番地の一 外

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

（変更前）株式会社本巢ショッピングワールド 本巢市政田字上市場一四〇四番地
（変更後）ロジコムリアルエステート株式会社 東京都新宿区西新宿一 二五 一

新宿センタービル三十三階

大規模小売店舗の廃止の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出があつたので、同条第六項の規定により公示する。

平成二十七年十一月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出者の氏名又は名称

ロジコムリアルエステート株式会社

二 建物の名称及び所在地

LCワールド本巢（遊館）

本巢市政田字上市場一四〇四番地の一 外

土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十七年十一月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区 栗原土地改良区
退任年月日 平成二七・二・四
役名 氏 名 住 所
監事 多賀英司 不破郡垂井町栗原 一九〇七番地

理事 多賀力夫 同 一八〇番地の一

平成二七・二・六

平成二十七年十一月二十七日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社